

風営適正化法の目的

(目的)

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

善良の風俗の保持

国民の健全な道義観念により人の欲望を基盤とする風俗生活関係を善良の状態に保持すること。

清浄な風俗環境の保持

様々な風俗生活関係から形成される地域の風俗環境その他社会の風俗環境を清浄な状態に保持すること。

少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止

発展途上にある少年の心身に有害な影響を与え、その健全な成長を阻害する効果をもたらす行為を防止すること。

風営適正化法の概要

考え方

- 風俗営業は、健全に営まれば国民に憩いと娯楽を与える有用な営業であると考えられるが、その営業方法や業務内容が不適正なものとなれば、風俗上の問題を引き起こす可能性があることから、許可制として不適格者をあらかじめ排除し、業務の適正化を通じて健全化を図る対象としている。
- 性風俗関連特殊営業は、性を売り物にする本質的に不健全な営業であり、業務の適正化や営業の健全化になじまないものであり、届出制によりその実態を把握し、規制を課して取り締まる対象としている。

風俗営業（法第2条第1項）

- | | | |
|----------------|---|---------|
| 1号 料理店・社交飲食店 | } | 接待飲食等営業 |
| 2号 低照度飲食店 | | |
| 3号 区画席飲食店 | | |
| 4号 まあじゃん・ぱちんこ等 | } | 遊技場営業 |
| 5号 ゲームセンター等 | | |

主な規制（法第12～23条等）

<許可制>

- ・ 営業者等の欠格事由（犯罪歴、暴力団員等）
- ・ 構造及び設備の基準
- ・ 営業時間の制限等（都道府県条例に委任）
- ・ 照度、騒音及び振動の規制
- ・ 広告及び宣伝の規制
- ・ 料金表示義務
- ・ 年少者の立入禁止の表示義務
- ・ 接客従業者に対する拘束的行為の禁止等（債務負担等）
- ・ **禁止行為**（客引き、18歳未満の接待禁止等）
- ・ その他、業態に応じて個別規制

遵守事項

性風俗関連特殊営業（法第2条第6～10項）

- | | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 6項1号 ソープランド | } | 店舗型性風俗特殊営業 |
| 2号 ファッションヘルス | | |
| 3号 ストリップ | | |
| 4号 ラブホテル等 | | |
| 5号 アダルトショップ | | |
| 6号 出会い系喫茶 | | |
| 7項 無店舗型性風俗特殊営業（デリヘル、アダルトグッズ販売） | | |
| 8項 映像送信型性風俗特殊営業（アダルト映像配信） | | |
| 9・10項 店舗・無店舗型電話異性紹介営業（テレホンクラブ） | | |

主な規制（法第28条～31条の18等）

<届出制>

- ・ 店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等（学校、図書館等の条例で定める施設の周囲200メートル、条例により厳格な地域規制）
- ・ 営業時間の制限（都道府県条例に委任）
- ・ 禁止行為（客引き、18歳未満を客とすること等）
- ・ その他、業態に応じて個別規制

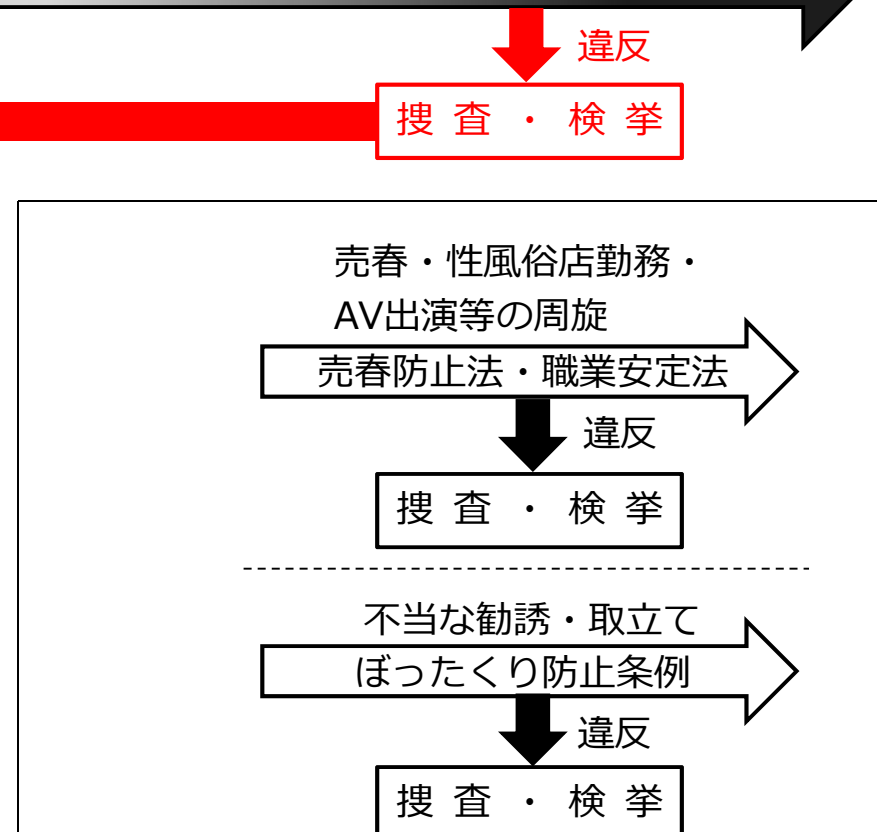
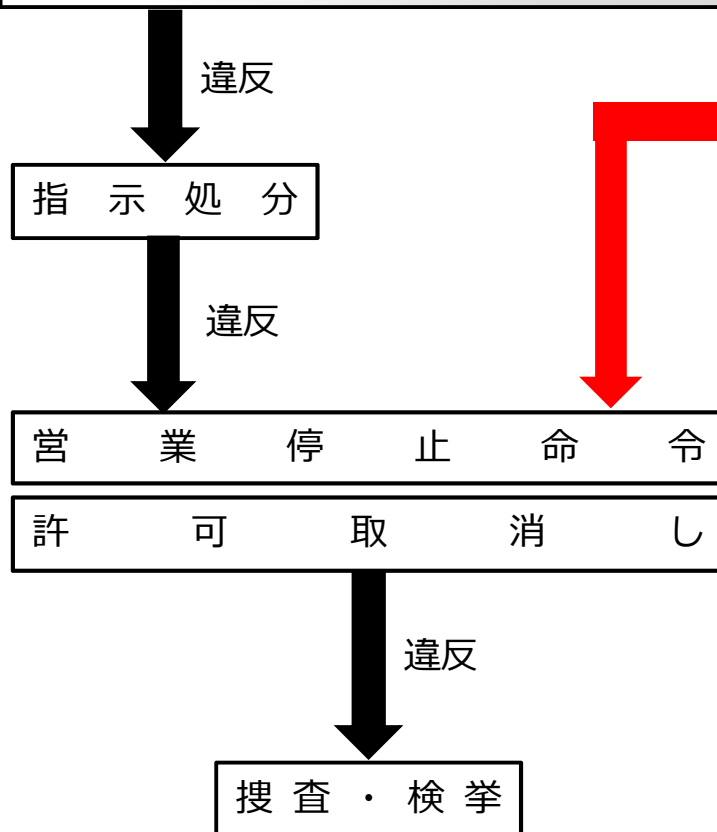
現行法令による対策の構造

- ・ 構造及び設備の基準
- ・ 営業時間の制限等
- ・ 照度、騒音及び振動の規制
- ・ 広告及び宣伝の規制
- ・ 料金表示義務
- ・ 年少者の立入禁止の表示義務
- ・ 接客従業者に対する拘束的行為の禁止等

- ・ 客引き
- ・ 客引き準備行為
- ・ 18歳未満の者の接待
- ・ 午後10時以降の18歳未満の者の接客
- ・ 18歳未満の者の客としての立ち入らせ
- ・ 20歳未満の者への酒類・たばこ提供

風営適正化法上の遵守事項

風営適正化法上の禁止行為



○職業安定法（昭和22年法律第141号）

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

○売春防止法（昭和31年法律第118号）

（困惑等による売春）

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の未遂罪は、罰する。

○大阪府酒類提供等営業に係る不当な勧誘及び料金の不当な取立ての防止に関する条例（平成十三年大阪府条例第九号）

（不当な勧誘の禁止）

第五条 営業者又は酒類提供等営業に係る勧誘の委託を受けた者は、人を当該酒類提供等営業の客となるよう勧誘するに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 料金について、不実のこと又は実際のものよりも著しく低廉であると誤認させるようなことを表示し、又は告げること。

二 声をかけ、又はビラ、パンフレット等を配り、若しくは提示してつきまとうこと。

三 勧誘を拒む者の身辺から立ち退こうとせず勧誘を続けること。

（不当な取立ての禁止）

第六条 営業者又は酒類提供等営業に係る料金の取立ての委託を受けた者は、客から料金を取り立てるに当たっては、すごみ、若しくは取り囲む等人を威迫するような行為又は人に不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

【罰則】

第五条第一号違反、第六条違反～六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金

第五条第二・三号違反～五万円以下の罰金

注：いわゆる「ぼったくり防止条例」を制定している自治体は、８都道府県（北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県）のみ。

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）

（不当な客引き行為等の禁止）

第七条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

三 異性による接待をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

四 前三号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取りあげ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等執ように客引きをすること。

【罰則】

五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

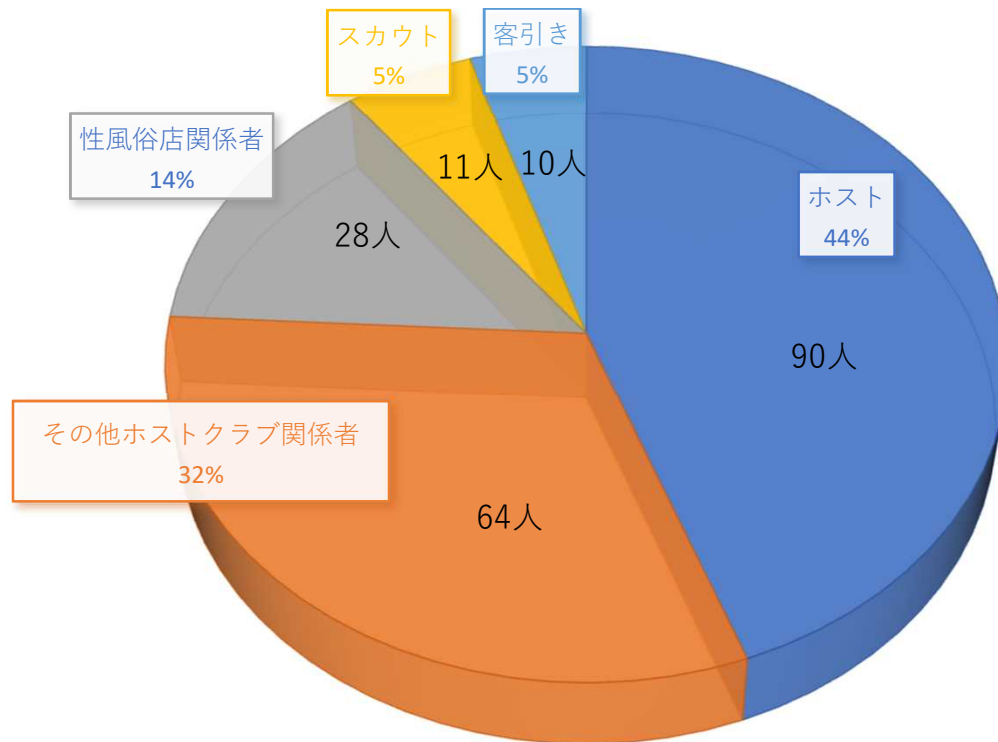
悪質ホストクラブによる被害の実態

検挙事件

83事件（令和5年1月～令和6年6月）【前月比 + 7事件】

検挙人員

203人【前月比 + 31人】



	(人)
ホスト	90
その他ホストクラブ関係者	64
性風俗店関係者	28
スカウト	11
客引き	10
合計	203

- ※ ホストが女性客に売春をさせるなどホストクラブの利用料金を背景として女性客に関して行われた事案や、無許可営業、20歳未満の者への酒類等提供等悪質な営業が行われた事案を計上。
- ※ ホストクラブ関係者のほか、女性客が職業紹介された性風俗店の関係者等事案に密接に関与していた者も計上。

悪質ホストクラブによる被害の実態

第1回での御意見

- ・ 現行法制度で対応できていない悪質ホストクラブ特有の営業行為を特定して規制するなど、真に必要な範囲に対し実効性のある規制の方法を検討する必要がある。
- ・ ホストだけでなく、店舗側の責任を追及する方法について検討する必要がある。

⑥営業許可の取消しを受ける前に許可証を返納し、別の営業所として営業を開始

①料金に関する虚偽説明

女性客の初回入店

④売掛金等の取り立てに際して、「支払わなければ実家に行く」等と言う行為

⑤女性客が売掛金等の支払のために女性客に売春等を唆す行為

I 売掛金、立替金等の蓄積

II 売掛金、立替金等の悪質な取立て

②いわゆる色・恋を手段として女性を依存させる行為

③女性客を酒に酔わせ、正常な判断ができない状態で高額な遊興・飲食をさせる行為

売春、性風俗勤務等のあっせん

処分逃れ

売春防止法、職業安定法違反での取締り

風営法に基づく行政処分

I 「売掛金、立替金等の蓄積」段階での問題

第1回でのヒアリング内容

- ・ 悪質ホストクラブでは、初回は安い料金を謳って女性客を来店させ、女性客のホストに対する恋愛感情を利用したマインドコントロールにより、徐々に女性客を借金漬けにさせるという営業スキームを確立している。
- ・ 女性客に対して不当な高額請求がなされても、請求書に内訳が書かれていない上、畏怖の念から指摘できないとの問題がある。
- ・ 売掛金を禁止した店舗は多いが、実際には売掛金が「立替金」へ形を変えただけで、実態はこれまでと変わらない。

具体的事例

【料金に関する虚偽説明】

担当ホストからは事前に、「指名料の〇万円しか料金は掛からない。」と説明されました。私はホストを指名した後、自分の意思で〇万円のボトルキープを追加で頼んだので、料金の総額は〇万円くらいであると思っていましたが、お店を出る時に伝票を確認すると、〇〇万円も請求されてしまいました。料金の詳細な説明もありませんでした。

【色・恋を手段として依存させる①】

「幸せに出来ないから別れて欲しい。別れずに済む方法は、お金を借りてお店で使って欲しい。」等と言われました。ですが、当時私は彼のことが好きだったので、彼のためにお金を借りようと思いました。この日の支払は、私が消費者金融から借りて残っていたお金で支払いをしました。

【色・恋を手段として依存させる②】

好きになったホストに「降格しそうだから、お酒入れて」と頼まれ、シャンパンを入れ...〇〇万円の借金をホストクラブにしまいました。ホストから「俺たちは付き合っているよ。応援してくれたらうれしい。」と言われたことがうれしくて、デリヘルで1ヶ月くらい働き、稼いだお金で店に通いました。

I 「売掛金、立替金等の蓄積」段階での問題

具体的事例

【女性客の承諾前に注文する】

相手方が働くホストクラブに行きました。そこでお酒を飲み、私は酔っ払っていたのですが、知らない間に相手方に勝手にシャンパンを注文されました。私は自分で頼んでいないから飲まなかったのですが、会計の際〇〇万円を請求されました。私はここで払わないと売掛になったり大それたことになると思ったので、その金額を支払うことにしました。

【酒に酔わせ、正常な判断ができない状態で高額な遊興・飲食をさせる】

酔って分からないうちに高いシャンパンを2、3回入れられて、合計〇〇〇万円請求されています。

➡ 風営適正化法は料金表示義務の規定のみで規制の対象とならず、飲酒等による人の心神耗弱に乗じたと認められなければ、準詐欺罪も成立しない。

第1回での御意見

- ・ 風適法が規制すべき行為として、被害者の脆弱性に乗じることを明確に入れるべき。
- ・ マインドコントロールしている事例が見受けられるので、被害者とホストとの関係性や継続性がポイントとなる。
- ・ アドトラックや看板等が、女性客をホストクラブに惹き付ける入口となっており、風俗環境を害する広告に対しては厳正に対処する必要がある。

➡ 「売掛金、立替金等の蓄積」を防ぐためにいかなる規制が考えられるか？

Ⅱ 「売掛金、立替金等の悪質な取立て」段階での問題

第1回でのヒアリング内容

- ・ 女性客が料金を支払えない場合、ホストがつながりのあるスカウトを通じて性風俗勤務や売春（海外売春を含む）、AVへの出演等をあっせんしている。
- ・ ホストクラブの高額な料金支払に窮した女性客を、性風俗店等にあっせんしたスカウトが、当該女性の性風俗店からの収入額を担当ホストに共有し、それを元に担当ホストは当該女性から「引っ張れる」金額を判断している実態がある。

具体的事例

【「（売掛金等を）支払わなければ実家に行く」等と言う】
相手方からは、「未収の件解決する気が無いなら明日実家に取りに行く」等と言われたりもしました。

Ⅱ 「売掛金、立替金等の悪質な取立て」段階での問題

具体的事例

【売掛金等の支払のために売春等を唆す】

ソープランドの稼ぎだけでは、ホストにつき込むお金が足りなくなりました。するとホストは私に、ホストクラブの近隣の建物で立ちんぼをするように言ってきました。私はホストに気に入られたくて、ホストに言われたとおり、立ちんぼをしてお金を稼ぐようになったのです。お金が足りなくなった私にホストは、「立ちんぼして稼いでる子もいっぱいいる。ソープより稼ぎがある。立ちんぼ終わってから店にお金持ってこれる。」などと、私に立ちんぼでお金を稼いでもって来るように迫ったのです。

➡ 風営適正化法の規制の対象ではなく、特定の性風俗店への取次ぎ、威迫に至らなければ、職業安定法、売春防止法、ぼったくり防止条例等に基づく検挙は困難。

第1回での御意見

- ・ ぼったくり防止条例、迷惑防止条例等の条例で、自治体ごとに規制している行為等についても、風営適正化法による規制の要否を検討する必要がある。

➡ 「売掛金、立替金等の悪質な取立て」を防ぐためにいかなる規制が考えられるか？

その他の論点

第1回でのヒアリング内容

- ・ 女性客、ホストがともに虐待やネグレクト等の被害者で、共依存の状態になる場合もある。
- ・ コロナ禍を経て、生活困窮者及び推し活女性の増加により、売春従事者の増加と若年化が生じている。
- ・ 悪質ホストクラブからは、暴力団や反社会的勢力に上納金が納められることで、暴力団等の資金源になっている懸念がある。

第1回での御意見

- ・ ホストクラブの料金支払のための売春、人身取引等の犯罪行為の取締りについては、法制度の見直しを待たずともより一層強化すべき。
- ・ ホストの雇用関係を整理し、税法上の義務違反等があれば厳正に対処すべき。
- ・ 女性客がホストクラブに依存する背景には、貧困、虐待といった複合的な要因による脆弱性があることや、ホストが悪質行為に走り、抜け出せなくなる背景には、経営者による支配や家庭環境といった事情があることにも留意すべき。